

# (参考資料) 農業体験農園の開設について

## パターンA

所有している水田、または現在借りている水田で、地域の非農家等の稻作の技術習得に向け、**設置主体が教えながら農業体験をしてもらいたい。** 苗や資材は設置主体が用意する。

## パターンB

直売所で人気の野菜（例：キャベツ）の生産拡大にあたり、（設置主体が）農地を借り、そこで**自身が指導をしながら多くの方に生産してもらいたい。**

パターンA、Bのように、**設置主体の指導の下で**、利用者が継続的に農作業（生産）を行う場合は、**農業体験農園**に該当すると考えられます。農業体験農園は、農園の利用者に対し、農地を貸さないため、農地法上の手続きは必要ありません。

（ただし設置主体が開設にあたり農地を取得する場合は、農地法等の手続きが必要）

農業体験農園は、作業・収穫の方法によって、以下のタイプが考えられます。

①体験区画型：農地を区画に区切り、入園者が種・植え付けから収穫まで一連の農作業を体験する方式。なお、見た目では貸付方式の市民農園との違いがないので、自作地としての実態を明確(年1回は、自ら全面耕起)にする必要があります。

②共同作業型：農地を区切らずに、入園者が共同で一連の農作業を行う方式。収穫段階で、収穫する範囲を個別に指定する方法と、収穫も共同で行い、取れた収穫物を入園者に配分する方法があります。

※開設者と利用者の間で、農園利用契約を結びます。

※農業体験農園では、設置団体が農業経営を行うため、収穫物は設置団体に帰属することから、利用者が個人の判断で自由に農業を行うことはできません。しかし、設置団体の指導の下、利用者のニーズに即した農産物の生産を行うことは可能と考えられます。

## パターンAのイメージ（タイプ①）

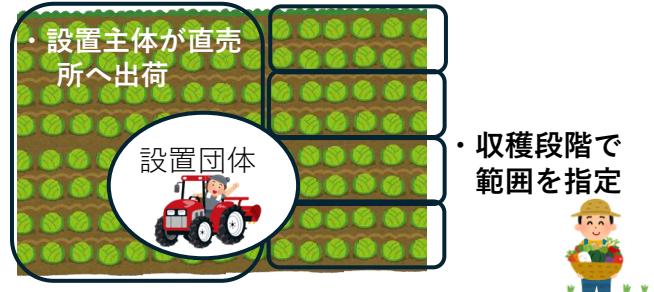


- ・体験の場の提供
- ・技術(と収穫物)を提供



利用者

## パターンBのイメージ（タイプ②）

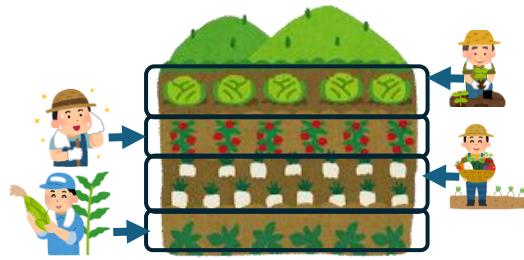


- ・体験の場の提供
- ・技術(と収穫物)を提供



## パターンC

所有する農地で、地域の非農家等の農業参画の促進に向け、**区画貸し**したい。  
なお、**自身が指導を行うことはせず、利用者が自由に栽培できるように**したい。



パターンCの場合、利用者に農地を貸す方式の市民農園であり、原則として特定農地貸付法（生産緑地の場合は都市農地貸借法も活用可能）の手続きが必要です。

### 特定農地貸付について

#### <要件>

- ①各利用者へ貸し付けることができる面積が10a（1,000m<sup>2</sup>）未満  
(市民農園全体の規模については、面積の上限はなし)
- ②相当数の者を対象とした貸付け（農地を貸す相手は複数人である必要。）
- ③開設者から利用者への貸付期間が5年を超えない
- ④利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであること  
(販売自体を禁止するものではなく、自家消費を超える分は販売可能)

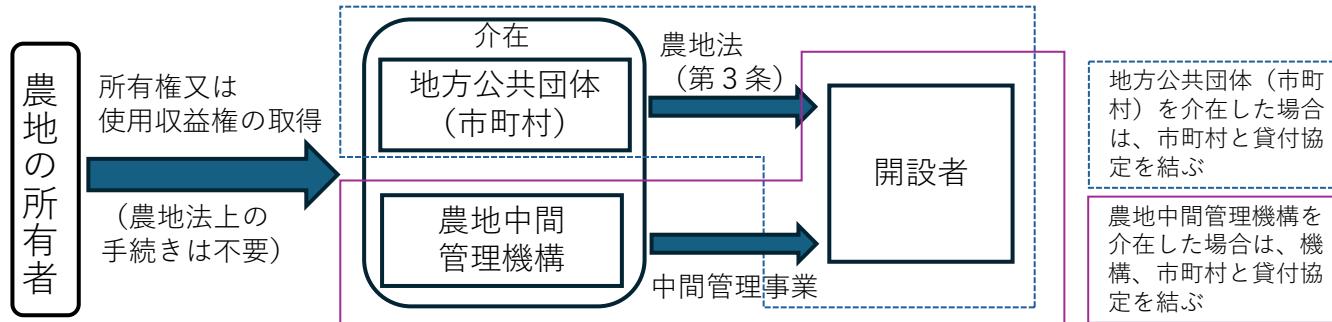
#### <特定農地貸付による開設の流れ>

1. 農地の管理方法や、廃園後の適切な管理を確保するための方法などを記載した**貸付協定**を、農地の所在地の市町村との間に結ぶ。
2. **貸付規程**（特定貸付けに係る農地の所在、利用者の募集や選考方法、貸付けの期間、農地の適切な利用を確保するための方法などについて記載）を作成
3. **農業委員会に申請**（貸付協定、貸付規程を添付）
4. **農業委員会からの承認**  
※以下の場合は、承認を受けることができません
  - ・まとまった農地があるような地域で、市民農園が農業者による農地の利用を分断する場合
  - ・利用者の募集・選考方法が公平かつ適切でなく、特定の者のみに利用が集中するような場合。
  - ・貸し付け条件が違法・不当な場合 等
5. 利用者に特定農地貸付けを実施。

#### <農地を所有していない設置主体が、農地を借りて設置する場合>

開設者は、農地所有者から直接農地を借りることはできず、地方公共団体等を介在する必要があります。また、貸借権等の所有権以外の権利を既に有している農地では貸付方式の市民農園を開設することはできません（中間管理事業で契約済の農地の場合は契約変更が必要）。

貸付協定の締結、農業委員会からの承認を受けて、農地の貸借の手続きを進めます。



※市民農園開設について、農林水産省HPをご確認ください。

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi\\_nougyo/s\\_kaisetsu.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/s_kaisetsu.html)

※特定農地貸付の手続き等に関してのご相談は、各市町村、または県農業会議にご連絡ください。